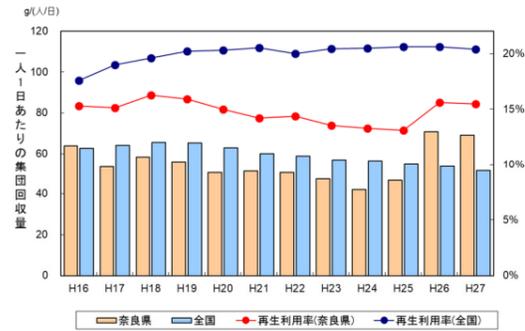


1. 廃棄物の排出抑制の促進

- (1) 「ごみゼロ生活」の推進**
- ①環境にやさしい買物キャンペーン
 - ・「レジ袋削減キャンペーン」の実施（毎年10月、県内の大型店舗等にて）
 - ②環境アドバイザーの派遣（講演会、研修会）
 - ・H23～H27の派遣回数：13回、受講者数：約1,200人
 - ③市町村の取組事例
 - ・資源ごみ集団回収への助成金交付(H28:26市町村)
 - ・生ごみ処理容器設置の補助(H28:24市町村)
 - ・廃食用油の回収によるバイオ燃料化(H28:17市町村)ほか

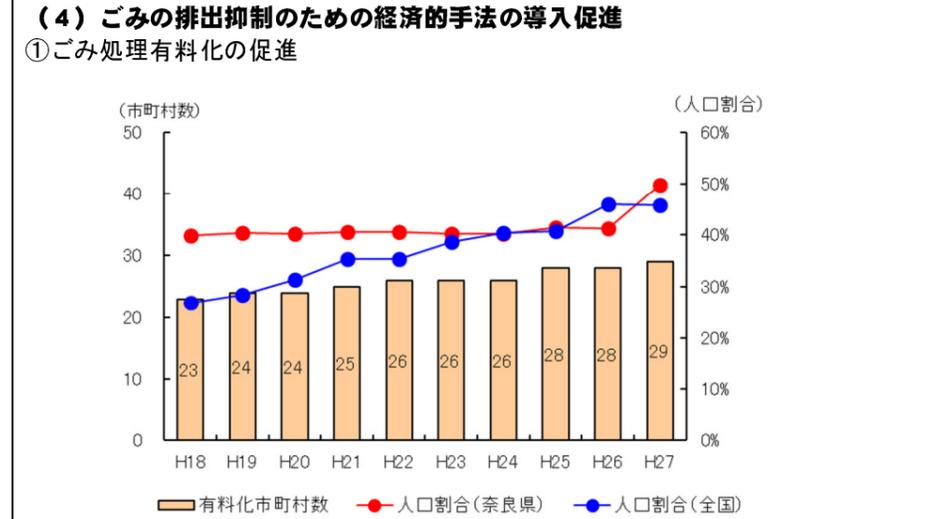


(2) 技術・研究開発の促進（排出抑制・減量化）

公設試験研究機関による研究開発の促進

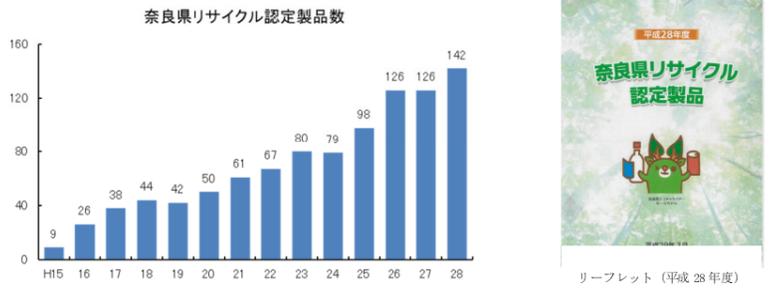
内容	事業期間	所属
無潤滑加工を目指した切削工具用DLC膜の開発	H18～H19	産業振興総合センター
生分解プラスチックの耐久性及び成型加工性向上に関する研究	H19～H20	
金属材料を減量化するための薄板の超音波加振成形技術の開発	H25～H26	

- (3) 事業者の自主的取組みの促進（排出抑制・減量化）**
- ①多量排出事業者に対する減量化計画策定・実施の指導
 - ・廃棄物処理計画書提出410社、実施状況報告書提出398社(H28)
 - ②環境カウンセラーの派遣
 - ・県内96事業者に派遣、うち23事業者が環境マネジメントシステム認証所得
 - ・派遣先：4事業者(H26)→6事業者(H27)→7事業者(H28)
 - ③県庁舎における環境マネジメントシステム(H26より導入)
 - ・H22対比6.5%減、対前年度比3.7%減(H28)



2. 廃棄物の循環的利用の促進

- (1) 各種リユース・リサイクルの促進**
- ①県と市町村の連携・協働(奈良モデル)による廃棄物の減量化・再生利用の推進
 - ・奈良モデル・プロジェクト会議による調査・企画・検討
 - ・具体的な事業創出に向けた市町村職員の専門研修の実施
 - ・使用済小型家電の広域回収による効率的な処理の検討
 - ②奈良県リサイクル認定製品の普及拡大
 - ・認定製品142品目(土木資材102、木製品17、肥料5、その他18)(H28末)
 - ・PRリーフレット、ホームページ、イベント展示等による普及拡大



- ③使用済小型家電のリサイクル促進
 - ・小型家電リサイクル法の制度説明、先進事例の紹介を継続的に実施
 - ・回収ボックスを利用した使用済小型家電分別回収の実施：21市町村
- ④建設リサイクルの促進
 - ・分別解体や建設廃棄物の再資源化のための講習会を開催（年2回）

- (2) 廃棄物系バイオマスの有効利用の促進**
- ①県・市町村等の処理施設における取組事例
 - ・燃えるごみの炭化処理による燃料(助燃料)化(広陵町)
 - ・ごみ処理施設の熱回収による発電利用(樫原市、桜井市)
 - ・ごみ処理施設の熱回収による温水利用(大和郡山市、奈良市、大和高田市等)
 - ・し尿・浄化槽汚泥のメタンガス利用(奈良市、生駒市)
 - ・下水処理で発生するメタンガスの汚泥焼却炉の燃料利用(県浄化センター)
 - ・下水汚泥をセメント原材料として再資源化(県第二浄化センター)
 - ②畜産堆肥の生産・流通促進
 - ・畜産環境アドバイザー(23名)、堆肥コーディネーター(7名)による指導・調査
 - ・畜産農家の指導・支援及び堆肥製造者と利用希望者とのマッチング推進(H27)
 - ・耕畜連携強化に向けた畜産農家に対するヒヤリングの実施(H28)
 - ③エコフィード(原料：食品残渣)の利用促進
 - ・先進事例調査、エコフィード普及に向けた技術研究(適正水分量、乾燥等による成分変化、原料の配合割合等)の実施
 - ④稲わらの有効活用による資源循環型畜産事業
 - ・作業受託組織(コントラクター)による稲わら収集及び堆肥散布の実施(H27)
 - ・コントラクターの活動定着・強化に向けた機械導入の補助(H28)

- (3) 技術・研究開発の促進（再生利用）**
- ①排出事業者の研究開発、設備導入への支援
 - ・産業廃棄物の排出抑制、再生利用、適正処理の研究支援：21社 →うち、実用・製品化7社、成果活用・研究継続5社(H28まで)
 - ・設備導入支援：県内9企業(H28まで)
 - ②公設試験研究機関による研究開発の促進 ()：テーマ数
 - 保健研究センター(1)、薬事研究センター(1)、産業振興総合センター(6)
 - 農業研究開発センター(9)、畜産技術センター(1)、森林技術センター(5)

3. 廃棄物の適正処理の推進

- (1) 排出事業者責任の徹底**
- ①建物解体工事等の分別解体、再資源化等の監視体制の強化
 - ・届出工事約1,500件/年の監視パトロール実施
 - ・県土マネジメント部と景観・環境局が連携した監視パトロールの強化(H26から)
 - ②産業廃棄物管理責任者研修の実施

	H26	H27	H28	累計
排出事業者向け 受講者数	147	132	85	1,608
建設業者向け 受講者数	118	107	80	659

(2) 優良処理事業者の育成

	H26	H27	H28	累計
優良産業廃棄物処理業者育成研修 受講者数	82	90	82	1,381
優良産業廃棄物処理業者認定制度 認定業者数	17	19	33	167

(3) 産業廃棄物処理施設周辺の環境保全

①市町村が実施する地域環境対策への支援

	H26	H27	H28
処分場周辺環境調査	3市町村	3市町村	3市町村
処分場周辺環境整備	5市町村	3市町村	4市町村
不法投棄防止対策	5市町村	7市町村	6市町村
地域活動支援	4市町村	3市町村	3市町村

- ②監視パトロールの実施
 - ・県景観・環境総合センター：平日毎日実施
 - ・民間委託：土日・祝日、早朝夜間実施
- ③一般社団法人奈良県産業廃棄物協会による指導啓発
 - ・産業廃棄物処理業者に対する周知・指導及び施設立入指導（約20業者/年）

- (4) 有害廃棄物の適正処理の推進**
- ①PCB汚染廃電気機器の計画的処理の促進
 - ・トランス類約97%(106台)、コンデンサ類約93%(1,990台)を適正処分(H28まで)
 - ②微量PCB汚染廃電気機器の適正処理の促進
 - ・分析検査にて141台処分(H21-H23)、その後も事業者による分析検査を指導
 - ③建設解体工事等で排出される有害廃棄物の処理に対する監視・指導強化
 - ・専門研修の実施：受講者196名(H26)、179名(H27)、16名(H28)
 - ・指導マニュアルの作成(H25/7)と監視パトロールの強化

(5) ごみ処理施設の安定的確保

①最終埋立処分場

	埋立容量(能力)	埋立済量	残存容量
一般廃棄物処理施設(民間除く)	奈良県(H26年度末) 211万㎡	129万㎡(61%)	82万㎡(39%)
	全国(H26年度末)	465百万㎡(77%)	106百万㎡(23%)
産業廃棄物処理施設	奈良県(H27年度末)	263万㎡(59%)	108万㎡(41%)
	全国(H24年度末)	853百万㎡(79%)	183百万㎡(21%)

②大阪湾フェニックス計画の推進

年度	搬入量(百万kg)
H23	41
H24	40
H25	39
H26	37
H27	35
H28	34

③市町村による処理施設の計画的整備

施設種類	整備区分	進捗	市町村・組合
ごみ処理焼却施設	建替	計画	奈良市、香芝・王寺環境施設組合 山辺・県北西部広域環境衛生組合 さくら広域環境衛生組合
ごみ処理焼却施設	建替	竣工	葛城市、やまと広域環境衛生組合
ごみ処理焼却施設	大規模修繕	着工	大和郡山市
し尿処理施設	大規模修繕	竣工	大和郡山市

○**新奈良県廃棄物処理計画（現行計画）の事業進捗概要**

4. 廃棄物の不法投棄・不適正処理の撲滅

(1) 県民総監視ネットワークの推進

- ①地域環境保全推進員による活動促進：99名(H25, 26)→100名(H27, 28)
- ②「不法投棄見張り番」協力団体との連携：10団体と協定締結(H20)
- ③不法投棄ホットラインの運営

＜不法投棄ホットラインの通報件数＞

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
件数	235	219	148	113	105	99	88	128

＜不法投棄・不法焼却の発生件数＞

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
不法投棄	14	19	6	18	8	19	26	16
不法焼却	110	81	67	46	40	20	28	23

(2) 悪質事案対策の強化

- ①警察との連携によるスカイパトロールの実施(12回/年)
- ②路上調査実施(4回/年、うち2回は他府県合同)
- ③県・市町村による不法投棄防止対策(看板、フェンス、監視カメラ等)
：5市町村(H26)、7市町村(H27)、6市町村(H28)、中央卸売市場(H26, H29)

(3) 使用済家電等の不適正処理対策の推進

- ①奈良県使用済家電等対策連絡会による対策推進
・「奈良県使用済家電等対策連絡会」の設置(H24/7)
・立入指導事業所：17箇所(H26)、12箇所(H27)、8箇所(H28)

＜使用済家電製品の不法投棄の発生台数(県内)＞

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
エアコン	173	139	55	46	13	18	11	9	8	9	4	5
テレビ	879	729	602	479	387	487	599	750	718	408	395	391
冷蔵庫・冷凍庫	333	202	235	189	184	191	133	123	232	168	156	139
洗濯機・乾燥機	254	168	179	112	68	87	68	32	44	38	31	33
計	1,639	1,238	1,071	826	652	783	811	914	1,002	623	586	568

出所：環境省「市区町村における家電リサイクル法への取組状況について」

(4) 県民参加型の環境美化活動の促進

イベント名	実施主体	実施場所	内容
大和川一斉清掃	国、県、大和川流域23市町村	大和川本川及び支川	清掃活動
川の清掃デー	県	県内9河川	清掃活動
地域の河川サポート事業	県主体 参加179団体	県管理河川の河川敷各所	河川美化活動への報奨金、保険加入支援
吉野川マナーアップキャンペーン	県及び吉野川流域7市町村	吉野川流域の各所	ごみ持ち帰り呼びかけと清掃、参加190人
「吉野川を守る会」河川愛護キャンペーン	吉野川を守る会	吉野川流域のキャンプ場等	河川の美化呼びかけ
クリーンアップならキャンペーン	県、関連団体	県内19箇所	清掃活動 参加者14,260人

(5) 不法投棄の撲滅に向けた啓発の推進

- ①「不法投棄ゼロ作戦」推進大会：H28/11、川西文化会館、参加者330人
- ②環境パトロール・「環境の日」キャンペーン：H28/6、パトロール隊140名
- ③一般社団法人奈良県産業廃棄物協会による不法投棄物の一斉撤去(毎年3月)
- ④メディア広報：環境月間、不法投棄撲滅強化月間、不法投棄物一斉撤去

5. 災害廃棄物処理対策の推進

(1) 災害廃棄物処理の相互支援体制の整備

- ①H21/8、県と関係団体との間で協定締結
「地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書」
「地震等大規模災害時における解体撤去等の協力に関する協定」
- ②H24/8、県と県内全市町村及び関係一部事務組合との間で協定締結
「災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定書」
- ③県内の現有施設による相互支援能力(収集運搬・処理)の調査(H24～)

(2) 災害廃棄物処理計画の策定推進

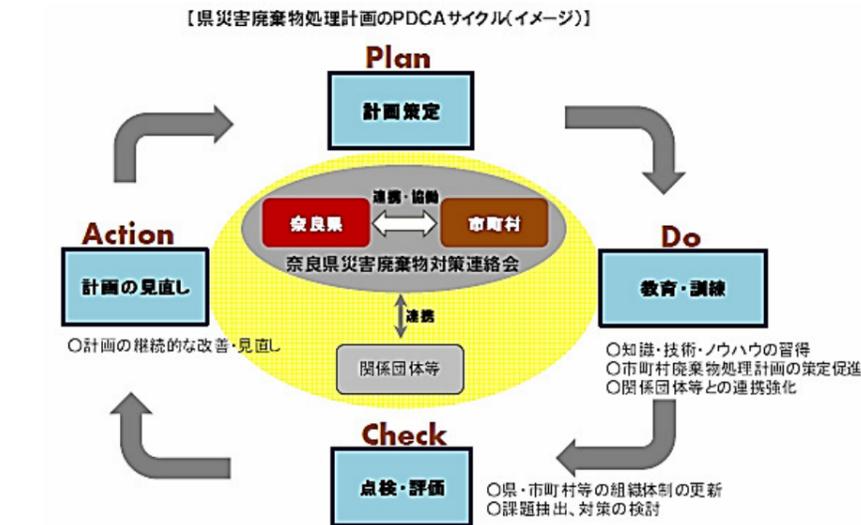
- ①県地域防災計画の災害廃棄物処理に関して以下を重点に見直し(H25)
ア. 県災害廃棄物処理計画の策定を奈良モデル(県・市町村連携)で推進する
イ. 災害予防として相互支援体制の整備・充実を促進する
ウ. 応急対応として広域支援のための県と市町村の役割を明確にする
- ②上記を踏まえ、「県災害廃棄物処理計画」を策定(H28/3)
- ③県・市町村による「奈良県災害廃棄物対策連絡会」を設置・運営(H28/6～)
ア. 本計画を周知・共有する
イ. 市町村の災害廃棄物処理計画の策定を促進する
ウ. 職員の「教育・訓練」等を計画・実施する
→平常時から大規模災害に備える体制を整備・維持する
エ. 本計画の見直し及び進化を図る

＜教育・訓練参加者(H28年度)＞

	県参加者	市町村参加者
第1回 教育・訓練	37名	43名
第2回 教育・訓練	北部会場	27名
	中南部会場	21名
評価・研究会	11名	43名

④奈良県災害廃棄物処理緊急支援要員の設置・任命

大規模災害発生時に市町村が実施する災害廃棄物処理を緊急的に支援するため担当地域(エリア)を設定し、H29.11知事が任命(70名規模)



6. 県・市町村の連携・協働(奈良モデル)による施策推進

(1) 一般廃棄物処理の広域化

- ・「奈良モデル」によるごみ処理施設稼働に対する財政補助制度の創設(H28/4)

＜広域化の動向＞

- ・さくら広域環境衛生組合の設立(H28/4)
(吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、川上村、東吉野村)
- ・山辺・県北西部広域環境衛生組合の設立(H28/4)
(大和高田市、天理市、山添村、三郷町、安堵町、川西町、三宅町、上牧町、広陵町、河合町)
- ・桜井・宇陀地域ごみ処理広域化推進協議会の設置(H28/11)
(桜井市、宇陀市、曾爾村、御杖村)
- ・やまと広域環境衛生事務組合の施設稼働開始(H29/6)
(御所市・五條市・田原本町)

(2) 災害廃棄物処理対策の推進

「5. 災害廃棄物対策の推進」に記載のとおりであり、平成27年度には県災害廃棄物処理計画を策定し、平成28年度からは県・市町村合同による教育・訓練の計画・実施により、平常時から大規模災害に備える体制を整備・維持していく。平成29年度には、大規模災害発生時に市町村が実施する災害廃棄物処理を緊急的に支援するため、奈良県災害廃棄物処理緊急支援要員を設置・任命した。

(3) 廃棄物の減量化・再生利用の推進

「2. (1) 各種リユース・リサイクルの促進」に記載のとおりであり、引き続き重点的に取り組んでいく。

(4) 不法投棄・使用済家電等対策の強化

「4. (3) 使用済家電等の不適正処理対策の推進」に記載のとおりであり、国・県・市町村の合同チームによる県内一斉立入指導を続けて適正処理を促していく。

